

いつ通知されるの？
10月以降に、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが届きます。
また、平成28年1月から希望者に個人番号カードを交付します。

利用はいつから？

平成28年1月から、国の行政機関や地方公共団体が下図のような法律や条例で規定された税・社会保障・災害対策の手続きなどにおいて、準備が整ったものから順次利用します。

市民の皆さん、これらの行政手続きを行う際、申請書などにマイナンバーの記載を求められることがあります。また、勤め先にマイナンバーの提供を求められることもあります。

生涯にわたって使うものです。住所が変わつても、マイナンバーは原則変りませんので、大切に取り扱いましょう。

※通知カードを紛失した場合など、再交付には、手数料が必要です。

マイナンバーは大切に

マイナンバーは、こんな場面で必要になっていきます

災害対策

- ・防災・災害対策に関する事務
- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務

など



社会保障

- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護
- ・年金の資格取得や確認、給付

など



税

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ・都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

など



平成29年7月 地方公共団体なども含めた 情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。

平成29年1月 個人ごとのポータルサイト (マイナポータル)の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのかをパソコンなどで確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。